

令和 8 年度箕面市廃棄物処理実施計画

I 基本的事項

1 計画の目的

箕面市域から発生する一般廃棄物に関し、排出抑制や再資源化を図るとともに、排出された廃棄物の適正な処理を行うことにより、良好な都市環境の形成と快適な生活環境の向上を図るため、令和 8 年度の実施計画を定める。

2 基本方針

- (1) ごみの減量及びリサイクルの推進
- (2) 分別収集の徹底
- (3) 適正処理の推進
- (4) 不法投棄の防止
- (5) その他ごみ処理基本計画に基づく事業の推進

3 処理対象廃棄物及び計画期間・区域

- (1) 処理対象 箕面市内から排出される一般廃棄物
- (2) 計画期間 令和 8 年(2026 年)4 月 1 日～令和 9 年(2027 年)3 月 31 日
- (3) 計画区域 箕面市全域

II ごみ処理実施計画

1 ごみの排出量及び減量・資源化への取組み

(1) 令和8年度計画値設定

箕面市一般廃棄物処理計画における令和8年度計画値を次に示す。

| 項目 | 令和8年度 計画値 | 【参考】令和7年度 | | 令和8年度 目標値 (最小目標～最大目標) | |
|-----------------------------|--------------|-----------|----------------------|-----------------------------|---------------|
| | | 計画値 | 実績(見込) ^{※1} | | |
| 減量・資源化率 [%] | (B+D)/C | 35.9% | 35.8% | 35.6% | 34.1～39.5% |
| 総ごみ排出量 [g/人日] | A | 849.2 | 863.8 | 852.9 | 818.4～870.1 |
| 家庭ごみ排出量 [g/人日] | | 483.9 | 494.8 | 483.9 | 464.5～516.0 |
| 集団回収量 [g/人日] ^{※2} | B1 | 52.8 | 56.5 | 52.8 | 41.7～54.2 |
| 事業系ごみ排出量 [g/人日] | | 312.5 | 312.5 | 316.2 | 299.6～312.5 |
| 集団回収以外資源化量 [g/人日] | B2 | (40.8) | (51.4) | (40.8) | (51.4) |
| 資源化量 [g/人日] | B=B1+B2 | (93.6) | (107.9) | (93.6) | (93.0～105.6) |
| 再生利用率 [%] | B/A | 11.0% | 12.5% | 11.0% | 10.7～12.9% |
| 総ごみ基準値 [g/人日] ^{※3} | C | (1,178.3) | (1,178.3) | (1,178.3) | (1,178.3) |
| 排出抑制量 [g/人日] | D=C-A | (329.1) | (314.5) | (325.4) | (308.2～359.9) |

※1)令和7年1～12月の実績値を示す。(端数の関係により合計値が一致しない場合がある)

※2)家庭ごみ処理量・集団回収量・資源化量は、最小目標値を達成しているため、令和7年度実績見込を令和8年度計画値とする。

※3)平成10年度(箕面市一般廃棄物処理計画策定年度)における1人1日あたりの総ごみ排出量を示す。

※ ()内の数値は参考値を示す。

(2) 減量・資源化へ向けた取組み

一般廃棄物処理基本計画に定める事項(廃棄物処理法第6条第2項)の取組み状況と令和8年度取組みは次のとおり。

①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み【第1号】

- ・【継続】各種ごみ発生量の変化の把握

②一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項【第2号】

(家庭ごみ)

- ・【継続】燃えるごみ専用袋無料配布の経済的手法によるごみ減量の推進
- ・【継続】箕面くらしナビ(スマホ用アプリ)による排出方法等の啓発・周知
- ・【継続】北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定に基づく取組みの実施
- ・【継続】不法投棄防止活動(監視カメラ設置・パトロール等)
- ・【継続】食品ロス削減推進計画に基づく取組みの実施

(事業系ごみ)

- ・【継続】大規模小売店舗・多量排出事業者への減量計画書提出指導

③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分【第3号】

- ・【継続】5種7品目分別収集の徹底
- ・【新規】段ボール・古紙のモデル収集実施
- ・【継続】分別排出ルールとマナーの啓発指導
- ・【継続】集団回収団体数の増加・利用促進
- ・【新規】段ボール・古紙のモデル収集と集団回収の共存
- ・【継続】各種リサイクル法の遵守と徹底

④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項【第4号】

- ・【継続】環境測定の定期実施(適正值の維持)
- ・【継続】処理設備の計画的整備(長期包括運営委託)
- ・【継続】適正なごみ受入業務の推進(受入対応等業務委託)
- ・【新規】段ボール・古紙及びリチウムイオン充電池分別収集に向けた処理施設整備

⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項【第5号】

- ・【継続】環境クリーンセンターの大規模工事に伴う効果確認(発電量、CO2排出量等)
- ・【継続】止々呂美残灰処理場の維持管理(長期包括運営委託)
- ・【継続】ごみ処理広域化に関する可能性の検討

⑥その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項【その他】

- ・【継続】災害廃棄物処理計画に基づく資材管理、収集委託業者・庁内関連部署との情報共有等

凡例

【継続】以前より継続して取り組んでいる項目

【新規】新たに取り組む項目

Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 し尿・浄化槽汚泥処理状況

(単位：kL)

| 区分 年度 | し尿収集量 | | | | 浄化槽汚泥 搬入量 | 収集・搬入 合計 |
|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 定額制 | 従量制 | 臨時 | 小計 | | |
| 令和8年度 計画値 | 21.4 | 83.3 | 128.1 | 232.8 | 56.8 | 289.6 |
| 令和7年度 実績(見込) ^{※1} | 31.9 | 124.1 | 190.7 | 346.7 | 84.6 | 431.3 |
| 令和6年度 実績 | 23.6 | 166.9 | 211.3 | 401.8 | 96.5 | 498.3 |

※1)令和7年1～12月の実績値を示す
(端数の関係により合計値が一致しない場合がある)

2 計画の背景と目的

- ・本市の下水道普及整備率は99.9%と、ほぼ100%に近い数値であるが、整備済みの区域内であっても、経済的な問題等の様々な理由から未水洗家屋が残存している。
- ・本市は、これら未水洗家屋や臨時的な仮設し尿、浄化槽汚泥等を市が単独で処理するため、平成25年4月に「し尿希釈処理設備(処理能力：4kL/日)」を建設した。
- ・設備で希釈処理された後は公共下水道により適正処理されており、生活排水処理の適正な推進とその整合を図り、河川水質の維持、衛生的な生活環境の保持に努めている。